

マイナンバー制度④

今月からマイナンバーの利用が始まります



愛称：マイナちゃん



今月から、市役所窓口で申請など行う際、マイナンバー通知カードが必要になります。また、なりすまし被害を防ぐため、通知カードに加え、身分証明証の提示も必要となりますのでご協力をお願いします。

個人番号カードを取得すると、マイナンバーの必要な手続きが1枚で済ませることができるので便利です。申請をお勧めします。

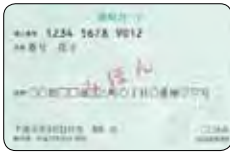
マイナンバーの関連する窓口および手続き内容

市役所でのマイナンバー関連窓口は、次のとおりです。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

市民窓口サービス課	・通知カード、個人番号カードの受け取り、再発行の手続き・転入・市内転居 ・氏名変更
有明支所	・本庁各課で実施しているマイナンバー対象諸手続
税務課	・各種減免申請・償却資産申告・市県民税申告（平成29年2月申告分から）
福祉課	・養護老人ホーム入所申請・障害者手帳の交付申請・障害福祉サービス受給申請・障害児通所サービス受給申請・自立支援医療支給認定申請・自立支援補装具交付申請・特別障害者手当、障害児福祉手当受給申請・生活保護申請
こども課	・児童手当認定請求・児童扶養手当認定請求・特別児童扶養手当認定請求・未熟児養育医療費給付申請・保育所等入所申込・幼稚園等の支給認定申請など
保険健康課	・資格取得の届出・住所地特例に関する届・被保険者証の再交付の申請・特定疾病認定の申請・限度額適用認定の申請・高額療養費の支給の申請・介護保険要介護・要支援認定申請・介護保険資格喪失届
保健センター	・妊娠の届出・低体重児出生届
教育委員会	・就学援助のうち医療費


窓口で提示が必要な書類

マイナンバー関連窓口で各種手続きを行う際、次の書類を確認しますので、持参してください



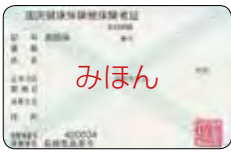
通知カード

+




免許証など写真入りのものは1点


または



保険証など写真のないものは2点



個人番号カードは、マイナンバーの必要な手続きを1枚で済ませることができます



便利だよ

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル
コールセンター（☎ 0120-95-0178）
【平日】9時30分～22時
【土・日曜、祝日】9時30分～17時30分
（年末年始を除く）

不在などで「通知カード」を受け取ることができなかった場合

市民窓口サービス課で保管していますので、次の書類を持参して受け取ってください

- 本人が受け取る場合…確認書類（運転免許証など）
- 代理人が受け取る場合…①依頼者本人の本人確認書類（運転免許証など）、②委任状、③代理人の本人確認書類（運転免許証など）

▶問い合わせ先 政策企画課政策班（☎ 63-1111 内線 147）